

爆買い

太宰府天満宮。雨脚が強くなり、傘をさす人も多く、参道は人波で溢れていた。やけに騒がしいので、聞き耳を立ててみると、日本語ではないことに気付いた。中国・韓国の旅行者が多いようであった。参拝の帰りに、ドラッグストアに寄って驚いた。中国人らしい人達でひしめいており、持ち切れないほどの薬を買っていた。噂の「爆買い」だと納得した。



(竹内)

☆☆年末調整のご案内☆☆

1. 必要書類

① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている人は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の人は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署から是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されるので、注意してください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(給与のみなら収入が103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

〈添付書類〉 ※すべて **本人が支払った** ののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。
※扶養の有無を問いません

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- (ア) 今年入社の人→前職の源泉徴収票
- (イ) 住宅借入金等特別控除がある人(2年目以降)→年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

2. マイナンバー制度の導入にあたって

マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に関する法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

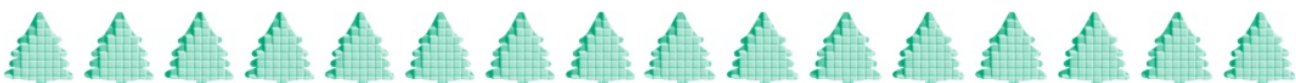
ただし、従業員や不動産賃貸料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、以下の手続きを取ってください。

- ① 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。
- ② それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(後藤)



労働保険 ～ 感謝状 ～

報告いたします。
当事務組合の徳島県労務能率協会が一般社団法人全国労働保険事務組合連合会から感謝状をいただきました。労働保険適用促進業務に対してです。
事務組合を昭和52年2月に設立して40年になろうとしています。これも、所属されている組合員様のお蔭です。これからも、誇れる事務組合として進んで行きたいと思っております。

(竹内政代)



12月の社会保険労務

- 12日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満: 請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 1月4日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

12月の税務

- 1 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 2 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 3 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 4 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額: 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(28年6月～11月分)の納付
納期限…12月12日
- 5 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…平成29年1月4日

- 6 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成29年1月4日
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成29年1月4日
- 8 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…平成29年1月4日
- 9 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…平成29年1月4日
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…平成29年1月4日

会計制度

●● 原価計算と管理会計について②〇 ～ 予算管理④ 予算の作成～ 〇●

今回から、予算の作成手法を紹介します。

予算には、中長期予算と単年度予算がある旨については以前に解説しておりますが、予算を組む場合、まず中長期予算を立てたのち、単年度予算に落とし込むという流れで行うのが一般的です。

また、中長期予算については【売上高】や【純利益】など大まかな指標を決めておき、詳細な費用項目などは単年度予算で決めていくこともよく行われています。これは、中長期予算は経営者の目標とする数値が明らかになればよいのに対して、単年度予算は、会社構成員の行動指標となるため、ある程度詳細に決めておく必要があるためです。

これを踏まえて、予算を組む流れを追ってみましょう。

1. 中長期予算にて、経営者の目標数値を決定する
例: 「5年後に、現在の売上を倍にしよう」
「3年後に、純利益を1億円増やそう」
2. 1.に基づいて、毎期の予算に落とし込む
例: 「5年後に売上高2倍」 → 毎年売上高を15%アップさせていく
「3年後に純利益1億円増加」 → 1年目+1000万円、2年目+3000万円、3年目+6000万円
3. 2.に基づいて、単年度の予算に落とし込む



以上が大まかな予算組みの流れですが、単年度予算については、中長期予算より詳細なものに落とし込む必要があります。次回は、単年度予算の組み方について解説していきます。

(孝志洋)

資産税係

●●● 相続税申告とマイナンバー ●●●

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降に相続又は遺贈により財産を取得した方が、相続税の申告書を提出する際には、申告書にマイナンバーの記載が必要です。ただし、被相続人(亡くなられた方)のマイナンバーは記載不要です。

相続税の申告書 (第1表) の記載欄

■ 春日部 税務署長		相 続 税 の 申 告 書		FD3555		第1表 (平成28年)
29年2月3日提出		相続開始年月日平成28年5月11日		申告期限延滞日		
フリガナは、必ず記入してください。		各人の合計		財産を取得した人		
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	

被相続人(亡くなられた方)のマイナンバーは記載不要です。

相続人のマイナンバーを記載してください。

また、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、税務署で本人確認をされるため、番号確認と身元確認が必要とされています。

申告者本人が提出する場合には、マイナンバーカードをお持ちの方は、それだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能ですので、両面のコピーを本人確認書類として添付します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カードやマイナンバーの記載のある住民票など)と身元確認書類(運転免許証、被保険者証等)のコピーを本人確認書類として添付することになります。

税理士より提出する場合には、税務代理権限証書(委任状)とともに、マイナンバーカードまたは通知カードのコピーを添付すれば結構です。(坂田)

非営利法人

●●● 社会福祉充実残高の明確化について ●●●

社会福祉法人制度改革のうち財務規律の強化として社会福祉充実残額の明確化が掲げられています。平成28年度決算に基づき「社会福祉充実残額」を算出し残額がある場合には、「社会福祉充実計画」を作成し実施しなければなりません。

この「社会福祉充実残額」は、法人の活用可能な財産から事業継続に必要な財産を控除した額とされています。

$$\text{社会福祉充実残額} = \text{①活用可能な財産} - \text{②控除対象財産A【社会福祉に基づく事業に活用している不動産等】} + \text{③控除対象財産B【再生産に必要な財産】} + \text{④控除対象財産C【必要な運転資金】}$$

- ① 活用可能な財産 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金
- ② 控除対象財産A 財産目録により特定した事業対象不動産等の額 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金 - 対応負債
- ③ 控除対象財産B
 - ・将来の建替費用
現在の建物に係る減価償却累計額 × 建設単価上昇率 × 自己資金比率
 - ・大規模修繕に係る費用
(現在の建物に係る減価償却累計額 × 修繕費用割合) - 過去の修繕費
 - ・設備・車両等の更新に係る費用
対象固定資産の減価償却累計額
- ④ 控除対象財産C 年間事業活動支出の3月分

※ 建設単価上昇率、自己資金比率、修繕費用割合の数値については今後通知にて示されます。

次号は、社会福祉充実計画についてお送りします。

(非営利法人担当)



建設係

●●● 建設業の許可の有効期間 ●●●

建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から5年目を経過する日の前日をもって満了することとされています。この場合、当該期間の末日が日曜等の行政庁の休日であっても、その日をもって満了することになります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する30日前までに、最初の許可を受けた時と同様の手続により許可の更新の手続を取らなければならず、手続を怠れば期間満了とともに、その効力を失い、引き続き営業することができなくなります。

(天羽)

建物や家財に対する地震、噴火、津波による損害に備える保険

単独では契約できず、火災保険とセットで契約する必要があります(途中で付けることも可)。

■ 契約金額は、

建物: 火災保険の契約金額に対する割合が 30%~50%
(限度額 5,000 万円)

家財: 火災保険の契約金額に対する割合が 30%~50%
(限度額 1,000 万円)

■ 保険金は、損害の程度に応じて一定割合が支払われます。

全 損: 地震保険の契約金額の 100% (時価が限度)

半 損: 地震保険の契約金額の 50% (時価の 50% が限度)

一部損: 地震保険の契約金額の 5% (時価の 5% が限度)

(* 2017 年 1 月に 4 区分に変更される予定です)

■ 保険料には、建物の免震、耐震性能に応じた割引制度があります。

割引制度		保険料の割引率
免震建築建物割引		50%
耐震等級割引	耐震等級3	50%
	耐震等級2	30%
	耐震等級1	10%
耐震診断割引		10%
建築年割引		10%

地震保険は、法律に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営しており、補償内容、保険料は、保険会社間で違いはありません。

年間保険料例(地震保険契約金額 100 万円あたり)

【徳島県の場合】

建物の構造区分	主として鉄骨・コンクリート造の建物	1,350 円
〃	主として木造の建物	3,190 円

先日、鳥取中部に地震が発生し、その後も余震が続いています。

今後予測されている南海トラフ地震に備えて再検討してみたいかがでしょうか。

(さくらビジネス)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。



●和風創作ダイニング●
gaku

↑至徳島駅
至 観音寺

←至大通
アクティビ

秋田町

●サンクス

●シダックス

平成二十八年十一月吉日

敬 具

スタッフ一同

拝啓
紅葉の候、
時下ますますご清祥の事と
お慶び申し上げます。
もうすぐ師走。
今年も終盤に近付いてまいりました。
忘年会、新年会は、当店自慢の
素材の持ち味にこだわった創作和食で
年の瀬、そして新年のお祝いに
彩りを添えませんか?
各種コースをご用意しております。
スタッフ一同、
心よりご来店をお待ちしております。

〒770-0934
徳島市秋田町1丁目36 小川ビル1F
TEL : 088-678-6068 / FAX : 088-669-1574

<営業時間> 月~木 17:30~0:00 (L.O.23:30)
金・土・祝前日 17:30~翌3:00 (L.O.翌2:30)
<定休日> 無休

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用など一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181